

山口県県民活動促進基本計画

第2次改定版

(骨子案)

平成25年3月

山 口 県

目 次

頁

第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1	基本計画策定の経緯	1
2	基本計画改定の趣旨	1
3	県民活動を巡る情勢の変化	1
4	基本計画改定の視点	2
5	基本計画の性格	2
6	基本計画の期間	2

第2章 県民活動の定義と役割等

1	県民活動の定義	3
2	県民活動の役割	4
3	県民活動団体と各主体に期待される役割	4

第3章 県民活動の現状と課題

1	現状	6
2	課題	8

第4章 基本目標と施策の基本方針

1	基本目標	9
2	施策の基本方針	9

第5章 施策の展開方向

1	県民活動への理解と参加促進	10
2	県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり	10
3	県民活動団体と多様な主体との協働の推進	12
4	「県民力」、「地域力」の向上に向けた県民活動の一層の促進	13

第6章 基本計画の推進

1	推進体制	14
2	計画進行管理	14

第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1 基本計画策定の経緯

- 平成13年に開催した「山口きらら博」では、5万人を超える県民ボランティアの活躍により、大成功を収めることができましたが、この成果を新しい県づくりにつなげていくため、翌年、全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立しました。
- そして、平成15年3月には、条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後、平成20年3月に基本計画を改定し、また、平成23年3月に基本計画の計画期間を平成24年度まで延長し、市町や関係団体等と連携して県民活動を促進するための様々な取組を進めてきました。

《策定経緯》

平成14年3月 条例制定

平成15年3月 基本計画策定（計画期間：平成15～19年度）

平成20年3月 基本計画改定（ 〃 :平成20～22年度）

平成23年3月 基本計画延長（ 〃 : 〃 ~24年度）

2 基本計画改定の趣旨

- 近年、県民活動を取り巻く情勢は大きく変化しており、平成23年6月には、認定・認証事務の一元化等を内容とする特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の改正と寄附税制優遇措置の拡充が行われるとともに、「新しい公共」においては、県民活動団体が主要な担い手として位置付けられるなど、その役割はますます重要になってきています。
- さらに、東日本大震災や本県の豪雨災害等を教訓に、災害ボランティア活動の促進や「おいでませ！山口国体・山口大会」（以下「山口国体・山口大会」という。）の成果の継承によるスポーツ推進など、県民活動に関わる新たな課題も生じています。
- このため、今回は、こうした県民活動を巡る情勢の変化や施策の取組状況、新しい課題への対応などを踏まえ、改定を行うものです。

3 県民活動を巡る情勢の変化

(1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化

近年、人口減少や価値観の多様化等により、地域コミュニティの機能が低下する一方で、地域住民が公共サービスに求めるものは多様化・複雑化しており、行政だけではきめ細やかな対応をすることは困難になっています。

(2) 地域主権型社会の進展と行政改革の推進

国は、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、地域主権型社会に向けた動きを進めていますが、本県では、「山口県行政改革推進プラン」や「新・県政集中改革プラン」を策定し、分権型行政システムの確立に向けて、県民活動団体との協働の推進等により民間活力を積極的に活用することとしています。

(3) 「新しい公共」の推進

国は、平成22年11月に「新しい公共支援事業」を創設し、行政だけでなく県民、NPO、企業等が公共的な財やサービスを提供していく「新しい公共」を推進しており、県民活動団体はその重要な担い手として大きな期待が寄せられています。

(4) NPO法改正と税制優遇措置の拡充

平成23年6月にNPO法の改正が行われ、認証制度の見直しや認定制度が導入されるとともに、寄附税制優遇措置の拡充が行われたところであり、NPO法人にとっては、積極的に認定NPO法人へ移行していくことが期待されます。

(5) 大規模災害時における復興支援への対応

東日本大震災では、地域コミュニティの助け合いなど、地域における「絆」の重要性がクローズアップされましたが、本県においても、豪雨災害を受けた経験等から、災害ボランティア活動を一層促進していくことが求められています。

(6) 山口国体・山口大会の成果の継承による県民活動の活性化

平成23年10月に開催した山口国体・山口大会では、県民総参加のおもてなしの大会により大成功を収めました。今後は、両大会を通じて得られた成果を継承・発展させ、県民活動の一層の活性化に生かしていくことが求められています。

4 基本計画改定の視点

(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の一層の促進

県民活動は、公共的サービスの重要な担い手として期待されるなど、その役割は拡大しており、こうした県民活動の役割や意義に対する理解を深め、県民が気軽に県民活動へ参加できる環境づくりを一層進めていくことが求められます。

(2) 県民活動団体の信頼性向上と自立・持続的発展に向けた支援の充実

県民活動団体が目的や使命を達成していくためには、多くの人の支持を得て、社会的な信頼性を向上させていくことが必要であることから、県民活動団体が自立して、持続的に発展していけるよう効果的な施策の充実に努めていく必要があります。

(3) 県民活動団体と多様な主体との協働を推進する仕組みの整備

複雑多岐にわたる地域の課題解決するためには、目的を共有する様々な主体と連携・協力し、それぞれの得意分野で能力を発揮しながら対応することが効果的であり、こうした多様な主体との協働の仕組みを整備し、拡げていくことが期待されます。

(4) 「県民力」、「地域力」向上に向けた課題への的確な対応

「県民力」や「地域力」を高めていく上で、災害ボランティア活動の促進や山口国体・山口大会の成果の継承によるスポーツ推進など、県民活動に関わる課題も生じており、こうした課題に的確に対応していくことが求められています。

5 基本計画の性格

この基本計画は、条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

6 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

第2章 県民活動の定義と役割等

1 県民活動の定義

(1) 県民活動とは

県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」であり、具体的には次表のように捉えることとします。また、基本計画においては、県民活動団体だけでなく、個人の活動も含めた活動を広く「県民活動」として捉えています。

活動の種類	特徴等
コミュニティ活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動（寄附もボランティア活動に含まれる。）
NPO活動	NPO法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動

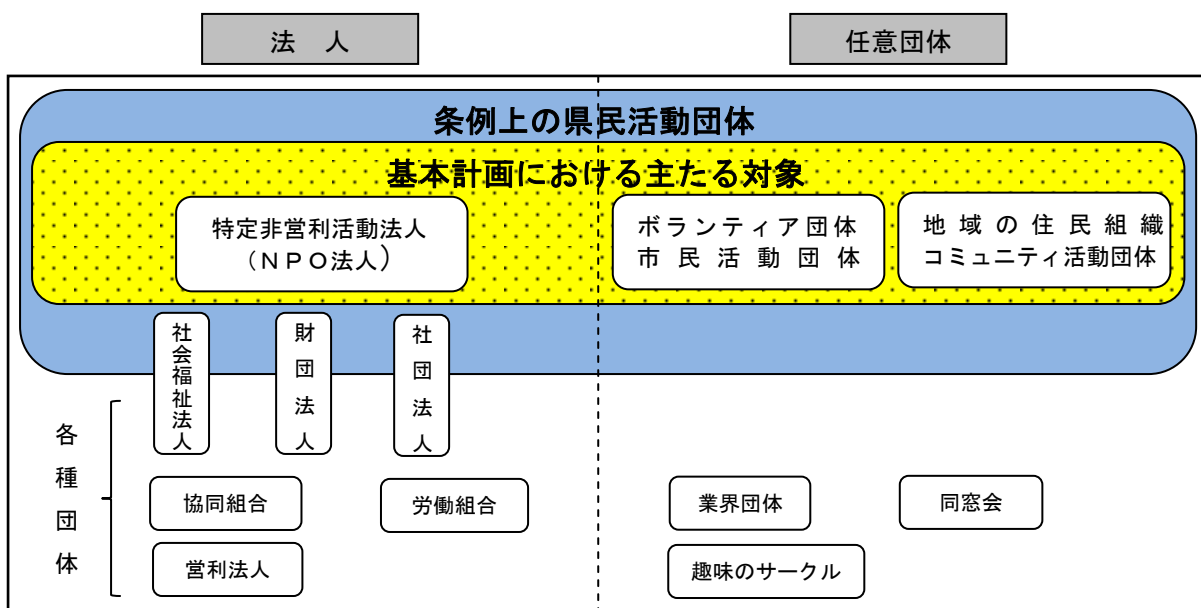
(2) 県民活動団体とは

県民活動団体とは、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次表のいずれにも該当する団体」と定義します。

- 宗教・政治活動を主たる目的としない活動であること
- 選挙活動を目的としない活動であること
- 営利を目的としない活動であること

(3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象

基本計画においては、NPO法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体を主たる対象としています。



2 県民活動の役割

県民活動は、県民の自由な意思に基づく活動であると同時に、多くの社会的な役割を担っています。

(1) 社会参加の機会提供

県民活動は、個性や能力を発揮して社会参加する機会を提供するとともに、県民活動を通じて、人生の価値を見い出したり、自らの生きがいややりがいなどを実感したりと、自己実現の場になることも期待されます。

(2) 地域社会の活性化と「県民力」、「地域力」の向上

地域において個性あふれる県民活動が展開されることにより、地域の魅力や豊かさが創出され、地域社会を活性化するとともに、県民の知恵と力を結集した「県民力」と地域の優れた特性や資源を生み出す「地域力」を向上させていきます。

(3) 公共的サービスの提供

行政による画一的なサービスの提供や営利を目的とする事業者（※）のみでは地域の特性や生活に根ざしたニーズに的確に対応するには限界があり、きめ細かな公共的サービスを供給する源として、県民活動の役割は重要となっています。

（※）本基本計画では、企業や商業・農林水産業を営む者の意味であり、第2章以下では、条例や改訂前の基本計画に準じ「企業」ではなく「事業者」を使用している。

3 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が、地域社会の課題解決に取り組むとき、地域を構成する様々な主体と目的を共有しつつ、連携・協力していくことが重要になります。

このため、県民活動団体や行政、県民などは、次のような役割が期待されます。

(1) 県民活動団体

- 県民の社会貢献活動に関する関心や意欲を活動につなげて、社会参加の機会を提供するとともに、地域の様々な課題を解決する主体としての役割が期待されます。
- 公共サービスの最適な担い手として、また、行政が効率的な公共サービスを提供するパートナーとしての役割を発揮することが求められています。

(2) 行政

《 県 》

- 県は、県民活動を県全体で推進していくための体制を整備し、広域的な視点に立って、県民活動を促進するための環境づくりを行います。
- 県民活動に対する市町の理解の促進を図り、市町が実施する県民活動促進のための取組に協力・支援を行います。
- 職員に対し、県民活動や協働についての理解を深めるため研修等を行うとともに、県民活動団体との協働を進め、効率的・効果的な行政サービスの提供に努めます。

《 市町 》

- 住民に身近な基礎自治体として、住みよい地域社会に向けて、各市町が主体となり地域の県民活動を促進するための環境づくりに取り組むことが期待されます。
- 県民活動団体や事業者等の地域の多様な主体と協働し、住民自治の基本である住民主体の地域づくりの取組が求められています。

(3) 県民

- 県民一人ひとりが地域社会に関心を持ち、自らが考え行動するとともに、県民活動の意義や役割について理解を深め、積極的に参加することが必要です。
- 公益活動を行っている県民活動団体を寄附等により支えるとともに、県民活動団体の適正な事業活動についてチェックしていくことが期待されます。
- 県民活動に関する審議会委員への参画や、パブリックコメントへ意見を提出するなど、行政の政策や施策の策定に積極的に意見を発信することが求められています。

(4) 事業者

- 事業者は地域社会の一員として、社会的責任（CSR）により、県民活動を自ら行うとともに、県民活動団体の活動が円滑に推進されるよう支援します。
- 従業員に対するボランティア休暇制度を設けるなど、県民活動への参加に配慮するとともに、そのための事業所内の体制の構築に努めます。
- 事業者のもつ資源やノウハウを活かし、県民活動団体と協働して、地域課題に取り組むことにより、効果的で有効なサービスの提供ができる仕組みを支援します。

(5) 県民活動支援拠点

県民活動支援拠点とは、県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設であり、主として県民が直接利用できる機能を有しています。

《中核的な支援拠点：県民活動支援センター》

- 県民活動支援センターは、中核的な支援拠点として、相談・助言や情報提供、研修等の支援を行うとともに、施設を交流や情報交換の場として提供します。
- 地域の市民活動支援センター等とネットワークを形成し、連携しながら県民活動を支援するとともに、協働推進のコーディネートを行います。

《地域の支援拠点：市民活動支援センター等》

- 地域の支援拠点は、団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分に活かした活動ができるよう支援を行うよう努めます。
- 活動団体とのネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応できるよう努めることが期待されます。

(6) 県民活動支援機関

県民活動支援機関とは、県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、公益・一般財団法人、公益・一般社団法人、社会福祉法人等であり、主として事業を通じた支援が期待されています。

《公益財団法人山口きらめき財団》

- （公財）山口きらめき財団は、総合的な拠点施設として、団体のニーズを踏まえた活動資金の助成や、地域課題への県民の参加促進を図るための啓発等を行います。

(7) 大学等の高等教育機関

- 大学、短期大学、高等専門学校等の高等教育機関は、豊富な知的資源や人材を有しており、地域の社会資本として県民活動を自ら展開することが期待されています。
- 高等教育機関は、行政や県民活動団体等と協働し、学術研究に基づく成果を生かして地域の課題に取り組むことが求められています。

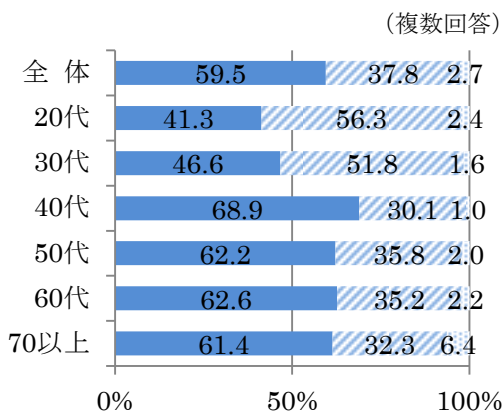
第3章 県民活動の現状と課題

1 現状

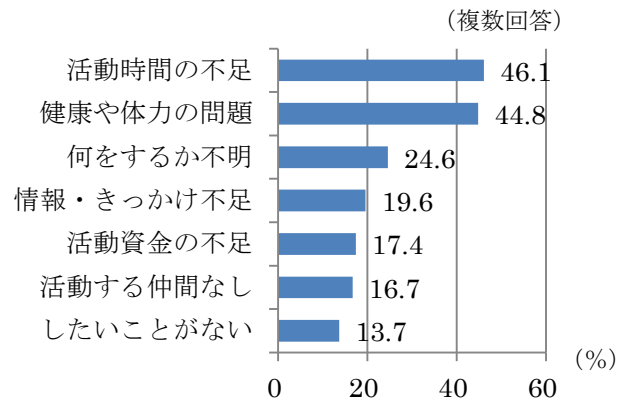
(1) 県民活動への参加の状況

- 県民の約6割が県民活動へ参加したことがあり、年齢別では、40代をピークにそれ以上の年齢層で参加割合が高くなっています。
- 県民活動に参加できない理由として、「活動時間の不足」や「健康や体力の問題」、「何をしたいのか不明」などが主な原因となっています。

〔県民活動への参加状況（年齢別）〕



〔県民活動に参加できない理由〕



(平成23年度県政世論調査)

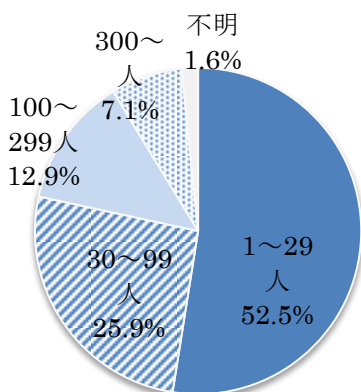
(2) 県民活動団体の状況

- 県・市町の活動支援センターの登録団体数や、NPO法人数は、着実に増加しています。会員数では、30人未満の団体が過半数を超え、財政規模でも、年間支出総額500万円未満の団体が約8割と、総じて小規模な運営体制となっています。

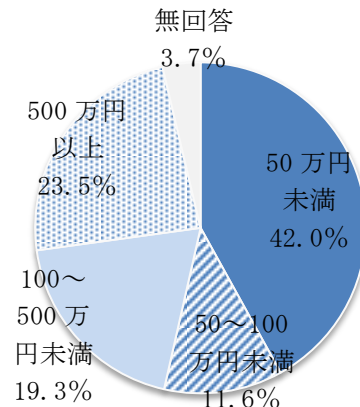
	H20	H21	H22	H23
県・市町活動支援センター登録団体数	2,097	2,132	2,112	2,211
NPO法人数	330	354	376	386

(県民生活課資料) (年度末)

〔県民活動団体の会員数〕

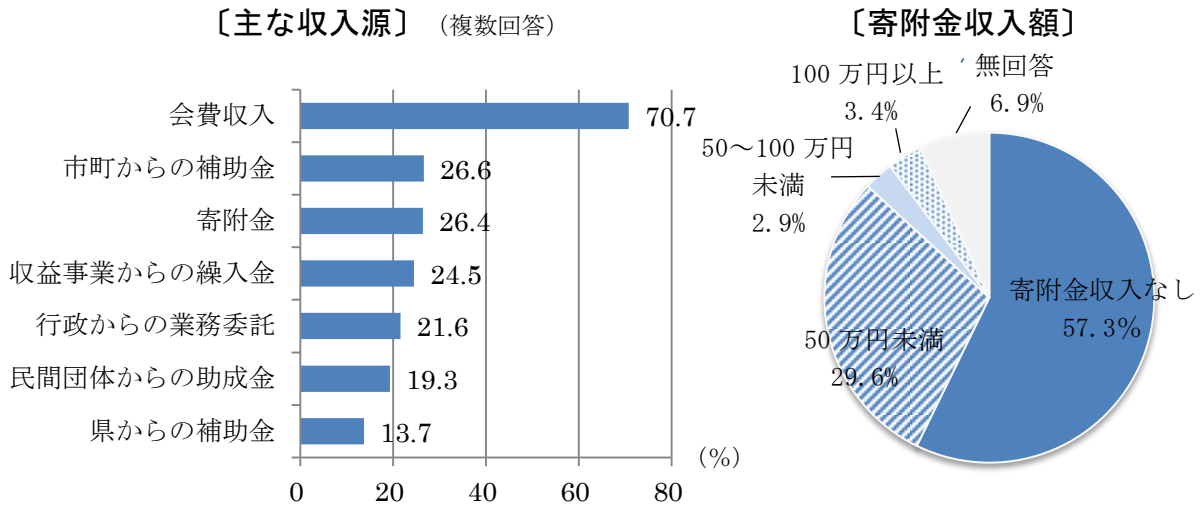


〔県民活動団体の年間支出総額〕

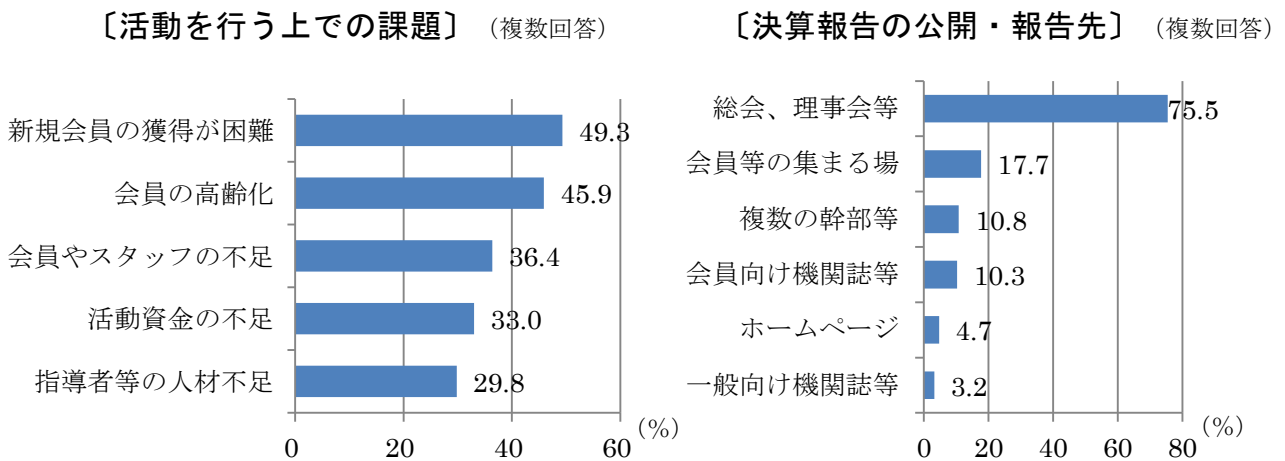


(平成24年度山口県県民活動実態調査：以下同じ)

- 主な収入源として、会費収入をあげている団体が約7割を占めており、今後、期待される寄附については、約6割の団体は寄附を受けていないと回答しています。

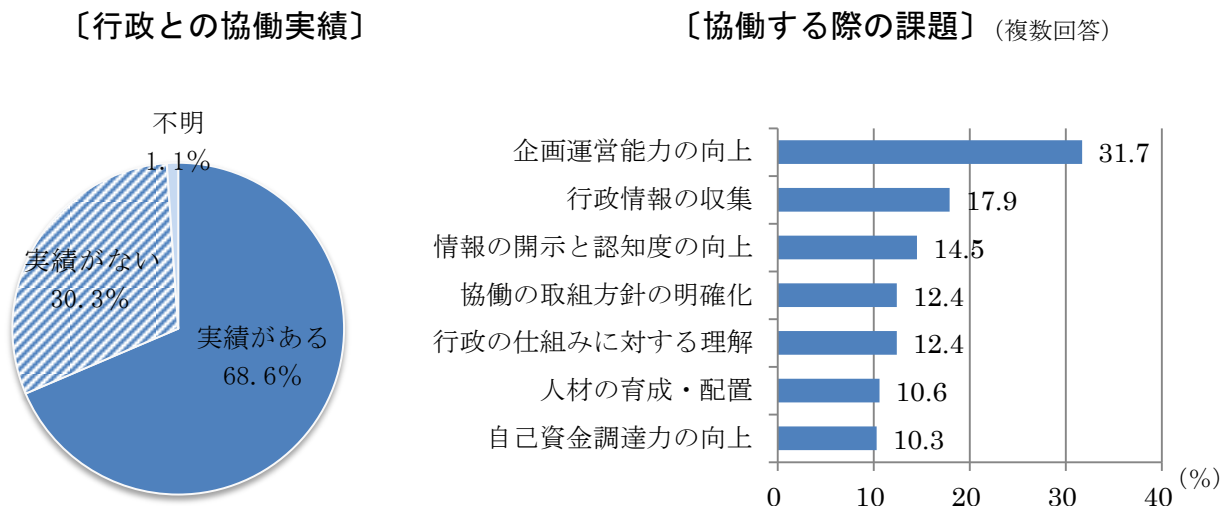


- 活動を行う上での課題として、人材の問題が大半を占めており、また、決算報告の公開については、一般にはあまり公開されていない状況です。



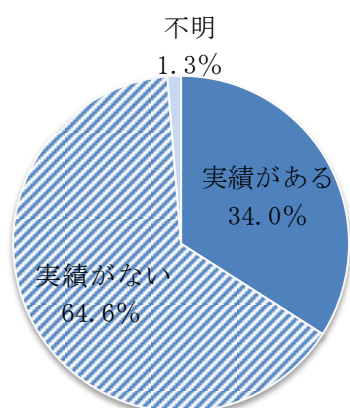
(3) 県民活動団体と他の主体との協働の状況

- 行政との協働は約3分の2の団体が行っており、協働が進んでいます。

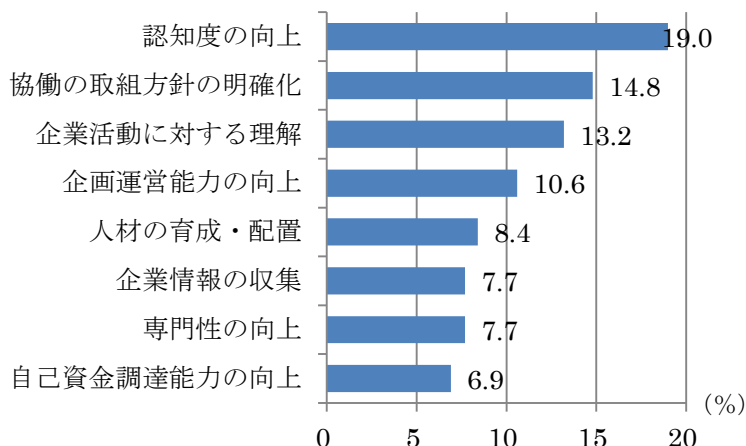


- 事業者と協働は約3分の1が取り組み、認知度の向上等が課題となっています。

〔事業者との協働実績〕



〔協働する際の課題〕（複数回答）



2 課題

(1) ライフステージに合わせた参加機会の拡充

できるだけ多くの県民が県民活動に参加できるようにするためには、ライフステージに合わせ、参加機会の拡充を行うことが重要となっており、特に、今後増加が見込まれるシニア層については、参加を一層促進していくことが必要となっています。

(2) 県民活動の役割増大と理解の一層の促進

地域の担い手として県民活動の役割は増大しており、こうした県民活動の意義や役割について理解を深め、参加につなげていくことが重要であり、普及啓発や情報提供はもとより、団体自らも情報公開・情報発信に努めることが求められています。

(3) 県民活動団体の基盤強化と信頼性向上

県民活動団体が地域で活動を継続していくためには、地域から信頼されることが不可欠であるため、自立的な活動ができるよう活動基盤の強化を図るとともに、透明性の高い事業運営により、信頼性を向上させていくことが求められています。

(4) 寄附を促進するための環境づくり

貴重な財源である寄附のメリットを享受している県民活動団体はまだ少ないため、寄附文化の醸成や寄附による支援の仕組みづくり等が重要となっています。

(5) 地域の様々な課題解決を図るための協働の仕組みづくり

中山間地域の活性化等、様々な地域の課題を解決するにあたっては、特定の主体との協働のみならず、県民活動団体と行政、事業者等の多様な主体が連携・協力して、解決する仕組みづくりが必要となっており、その普及が求められています。

(6) 県民活動支援組織の連携強化

県民活動をより効果的に促進していくためには、県・市町をはじめ、県民活動支援拠点や県民活動支援機関などの多くの支援組織がそれぞれの役割を分担して、連携しながら支援を行うことが重要となっています。

(7) 県民活動を促進する上での新たな課題への対応

災害時における復興支援や山口国体・山口大会の成果の継承等の県民活動に関わる新たな課題が生じており、これらに的確に対応し県民活動を促進していくことが求められています。

第4章 基本目標と施策の基本方針

1 基本目標

「県民活動の現状と課題」や「基本計画改定の視点」などを踏まえ、県民活動の目標を次のとおりとします。

県民誰もが県民活動に参加し、一人ひとりが生き生きと輝き、ともに支え合う、元気で魅力あふれる地域づくり

2 施策の基本方針

「基本目標」を実現するため、以下の4つの「施策の基本方針」を定め、県民活動に関する諸施策の推進を図ります。

I 県民活動への理解と参加の促進

県民誰もが県民活動へ参加できるようにするためには、県民活動の意義や役割等について理解を深めていく必要があります。様々な手段・場を活用し、普及啓発の充実を図るとともに、気軽に身近な県民活動へ参加できるよう、各層毎の特性を踏まえ、ライフステージに応じた情報提供や参加機会の拡充を行うことにより、県民活動への参加を促進していきます。

II 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

地域に根ざす県民活動団体は、県民の理解と支持を得て、社会的な信頼性を向上させていくことが求められており、県としては、県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、相談・助言や情報提供、人材育成等のほか、団体自らの情報公開・情報発信の取組を促進するなど、県民活動団体が自立し、持続的に発展していく環境づくりを行います。

III 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

多様化・複雑化する地域の課題を解決するには、県民活動団体をはじめとする個々の主体が単独で取り組むよりも、様々な主体がそれぞれの特性を活かし、役割を分担しながら取り組むことが効果的であり、県民活動団体と特定の主体との協働の形態だけでなく、県民活動団体と行政、事業者など多様な主体との協働の取組を推進していきます。

IV 「県民力」、「地域力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

元気で魅力あふれる地域社会を実現していくためには、「県民力」や「地域力」を向上させていく必要があります。県民活動は、それらを高めていく上で重要な役割を担っていますが、県内の様々な分野で県民活動を活発化していく中で、災害ボランティア活動の促進や、山口国体・山口大会の成果の継承によるスポーツ推進などの新たな課題が生じており、これらに的確に対応し、県民活動を一層促進していきます。

第5章 施策の展開方向

1 県民活動への理解と参加促進

(1) 情報発信と普及啓発

県民活動に関する情報を様々な手段・場を活用して広く県民に発信するとともに、「県民活動促進期間」において、重点的な普及啓発活動を展開します。

[具体的な取組] (以下同じたため省略)

- 県民活動促進期間（毎年10・11月）における重点的な普及啓発活動の推進
- 県民活動を促進するためのシンボルマークの制定と普及
- 県の広報媒体や県政出前講座を活用した普及啓発

(2) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進

県民誰もが県民活動に参加できるよう、ライフステージに合わせた活動の場や機会の提供等により、県民活動への参加を促進します。

- (児童・生徒) 学校・家庭・地域が連携した学習機会や活動の場の提供
- (大学生・若者) 参加機会の拡充やソーシャルネットワーキングサービス(※)等を活用した情報提供
- (中堅世代) 事業者等と連携したボランティア休暇等の活用等による参加促進
- (シニア世代) 県生涯現役推進センター等と連携した情報提供や仲間づくり、リーダー養成等の支援の充実

(※) コミュニティ型のWebサイトであり、「ミクシィ」、「フェイスブック」等がある。

(3) 事業者における社会貢献活動への参加促進

事業者は地域社会の一員として、社会的責任意識が高まっており、積極的に社会貢献活動へ参加できるような環境づくりを進めます。

- 事業者、従業員等を対象とした社会貢献活動のセミナーの開催
- 社会貢献活動に積極的なモデル事業所の指定・周知
- 従業員がその知識や技術を生かしNPO活動へ参加するプロボノ活動の促進

(4) 寄附文化の醸成

県民や事業者等に県民活動団体への寄附に対する理解や関心を高め、積極的に寄附を行うような社会の実現を目指し、寄附文化の醸成を進めていきます。

- 県民、事業者等を対象とした寄附促進のための説明会の開催
- マスメディアや県ホームページ等を活用した寄附促進のPR
- 県民活動団体への寄附の実態調査と結果公表

2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

(1) 県民活動支援センターの機能強化

県民活動支援センターの機能を高め、県内全域における県民活動を促進する中核的支援拠点としての充実を図ります。

- 情報収集・提供機能、相談・助言機能の充実
- 人材育成・研修機能の充実
- 交流・連携、コーディネート、調査・研究機能の充実

(2) 市民活動支援センターとの連携と設置支援

市民活動支援センターについて、機能の充実に向けた協力・支援を行うとともに、未設置の市町に対しては、設置を促します。

- 県民活動ネットワーク会議等を活用した連携の充実強化
- 市町担当課長会議等での意見・情報交換
- 市民活動支援センターの未設置市町における設置促進

(3) 中間支援団体の充実と連携

県民活動支援センターと連携し、人材育成など中間支援団体のレベルアップにつながる取組を支援するなど、中間支援団体の育成を図り、連携を強化していきます。

- 中間支援団体におけるコーディネーター育成のための研修会の開催
- 県内各地域や活動分野別の中間支援組織のネットワーク化の推進

(4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化

県民活動団体の自立的活動に向け、公益団体や行政からの支援のほか、会費収入や寄附収入の充実等により財政基盤の強化を図ります。

- 山口きらめき財団等の助成事業の活用促進
- 金融機関との協調融資によるNPO法人サポート融資制度の活用促進
- NPO法人に対する県税（県民税、不動産取得税、自動車取得税）の課税免除

(5) コミュニティ・ビジネスの振興

地域住民自らが地域の問題を地域資源を活用しながら解決していくコミュニティ・ビジネス（ソーシャル・ビジネス（※））の振興・発展を支援していきます。

（※）両者とも基本的には同じであるが、コミュニティ・ビジネスはソーシャル・ビジネスの一部で、前者が地域にこだわるのに対して、後者は地域密着型だけでなく、それ以外のビジネスも含む。

- コミュニティ・ビジネスの普及啓発や人材育成
- コミュニティ・ビジネス支援のためのネットワークの形成

(6) 県民活動に対する信頼性の向上

県民活動団体の信頼性の向上に向けて、団体の情報公開や評価システムの取組を支援するとともに、NPO法人の適正な事業運営を指導していきます。

- 県民活動団体の活動内容や経営状況等について自主的な情報公開・提供
- 県民活動団体の自己評価や第三者評価等の評価システムの検討
- 法令義務違反等の問題のあるNPO法人に対する指導・監督の徹底

(7) NPO法改正への対応と認定NPOへの移行促進

平成24年のNPO法改正の適切な施行に向けて、指導や周知を図るとともに、税制優遇措置を受けられる認定NPO法人への移行を促進します。

- 改正NPO法の周知・広報とNPO法人会計基準の普及
- 認定（仮認定）を受けるための研修会の開催
- 県NPO法人データベースやNPO法人ポータルサイト（内閣府運営）の活用

(8) 寄附促進の仕組みづくり

県民活動団体にとって寄附は貴重な財源であることから、寄附を促進するための研修会や人材育成等により、寄附促進の仕組みづくりを進めていきます。

- 県民活動団体を対象とした寄附募集に関する研修会やファンドレーザーの育成
- 寄附募集の先進事例の収集と県民活動団体への情報提供
- 寄附促進の仕組みづくりに関する検討会の設置

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

(1) 協働推進の環境づくり

県民活動支援センターにおいて、中間支援団体等と連携し、協働の取組を支援するとともに、協働についての普及啓発を行います。

- 協働を推進するためのラウンドテーブル（円卓会議）の開催
- 協働を推進するためのフォーラム等の開催
- 中間支援団体等における協働推進のコーディネーター育成研修会の開催

(2) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進

全庁的な共通認識を図り、各分野における施策、事業について、積極的に協働を推進するとともに、県職員に対しては、研修等により理解の促進を図ります。

- 県の広報媒体や県政出前講座の活用による情報公開の充実
- 協働に関するガイドブック（行政職員向け）の活用と全庁的な取組の普及
- 政策立案時のパブリック・コメントや審議会等における団体関係者の登用

(3) 市町との協働推進

協働の推進に向けて市町との意見・情報交換や施策の連携等を行うとともに、県民活動支援センターを通じて、地域における協働の取組について協力・支援を行います。

- 市町担当課長会議等における協働に関する意見・情報交換やノウハウの提供等
- 市町と県民活動団体との交流会の支援や市町職員を対象とした研修会の開催
- 県民活動支援センターのコーディネートによる地域の協働の取組の支援

(4) 事業者との協働推進

県民活動団体と事業者との協働を進めるため、ノウハウや事例紹介等の普及啓発や両者の協働を促進する環境づくりを行います。

- 社会貢献バンク（スーパーネット）による事業所情報と団体情報の発信
- 「企業とNPOとの協働推進ガイドブック」の活用による普及啓発

(5) 多様な主体との協働による地域課題の解決

住民ニーズや地域の課題が多様化・複雑化する中で、その解決に向けて、県民活動団体と行政や事業者等との多様な主体との協働を推進します。

- 多様な主体との協働によるモデル事業（新しい公共支援事業）の成果の普及
- マルチステークホルダー・プロセス（※）による協働の仕組みづくり

（※）広範かつ多様な主体が対等な立場で参加し、対話と合意形成を行い、課題解決に取り組む仕組み

4 「県民力」、「地域力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

(1) 災害ボランティア活動への参加促進

平常時から、災害支援のためのネットワークづくりやコーディネーターの養成、普及啓発等により、災害ボランティア活動への参加促進を図っていきます。

- 災害ボランティア活動に関するフォーラムやシンポジウムの開催
- 災害ボランティアコーディネーターの養成研修の開催
- 災害ボランティア活動を支援するためのネットワークづくりの推進

(2) スポーツ活動への参加促進

平成24年3月に制定した「山口県スポーツ推進条例」や、戦略プランに基づき、スポーツを通じた県民活動を積極的に促進していきます。

- 山口国体・山口大会で活躍した大会ボランティアの継続的な登録・管理と活用
- 地域における「我がまちスポーツ」の推進や総合型地域スポーツクラブの育成
- スポーツ推進フォーラム等による普及啓発やスポーツ人材の育成

(3) 中山間地域の主要な担い手としての参加促進

中山間地域の活性化を図るため、担い手として期待される県民活動団体の育成や参加促進を図るための普及啓発を行います。

- 中山間地域の活性化を図るシンポジウムの開催
- 中山間地域で活躍する県民活動団体の育成とNPO法人化の支援
- 地域づくりリーダーの養成と広域的なネットワークづくりの推進

(4) 環境保全活動への参加促進

平成22年12月に制定した「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」や基本方針に基づき、県民総参加による環境美化・保全活動を支援していきます。

- 県の広報媒体や各種メディア、イベントによる情報発信、普及啓発
- 環境美化活動にかかわる人材を育成するための環境教育、環境学習の推進
- 県民一斉環境美化活動促進期間の設定と自主的な環境美化活動への支援の強化

第6章 基本計画の推進

1 推進体制

関係施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、市町及び県民活動支援機関等と緊密に連携していきます。

(1) 庁内における推進体制

知事を本部長とする「山口県県民活動推進本部」において、基本計画に基づく県の施策について検討・調整を行い、関係部局の連携を図りながら推進していきます。

(2) 山口県県民活動審議会

条例の規定に基づき、基本計画も含め、県民活動に関する重要事項を調査・審議し、施策についての建議を行います。

(3) 市町及び県民活動支援機関等との連携

県は、県民活動の促進に関する施策について、市町及び県民活動支援機関等と連携して計画を推進します。

2 計画進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況を把握し、進行管理及び評価を行うほか、社会情勢の変化等必要に応じて見直しを行います。

